

○東京藝術大学平成28年熊本地震被災学生授業料等免除及び徴収猶予
取扱特例要項

〔平成28年4月22日〕
学 長 裁 定

(目的)

第1条 この要項は、平成28年熊本地震（以下「地震」という。）により被災した者のうち経済的理由により授業料及び入学料（以下「授業料等」という。）の納付が著しく困難であると認められる者に対して、教育の機会均等を図るため、授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いについて定めるものである。

(免除の対象者)

第2条 授業料等の免除の対象となる者（研究生、科目等履修生及び委託生を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する者のうち経済的理由により授業料等の納付が著しく困難であると認められる者とする。

- (1) 地震の前日において学生の学資を主として負担する者（以下「学資負担者」という。）が、地震により死亡又は行方不明の者
- (2) 学資負担者が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用地域に居住している場合で、居住する家屋が全壊、大規模半壊、半壊の被害を受けた者
- (3) 学資負担者の勤務先、自営業による店舗等の全半壊による休職、失職、生産手段（田畑、畜産等）の喪失をしている者

(徴収猶予の対象者)

第3条 授業料等の徴収猶予の対象となる者（研究生、科目等履修生及び委託生を除く。）は、地震の影響で本学が定める納付期日までに授業料等の納付が著しく困難であると認められる者とする。

(申請手続)

第4条 前2条の規定により免除及び徴収猶予を受けようとする者は、授業料等の免除及び徴収猶予の申請書に次の各号に掲げる書類を添付し、本学が指定する日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 学資負担者の死亡等を証明する書類（第2条第1号により免除を申請する者に限る。）
- (2) 市区町村長又は消防署長発行の罹災証明書又は被災証明書（第2条第2号、第3号により免除者を申請する者及び第3条により徴収猶予を申請する者に限る。）
- (3) その他本学が必要と認める書類

(選考機関及び許可)

第5条 授業料等の免除及び徴収猶予は、前条の規定により申請があった者について、学生支援室の議を経て、学長が許可する。

(授業料等の免除の額)

第6条 授業料等の免除の額は、その全額または半額とする。

(他の規則との関係)

第7条 この規則に定めのない事項については、「東京藝術大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規則」及び「東京藝術大学入学料免除及び徴収猶予取扱規則」の定めるところによる。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成28年4月22日から施行し、平成28年4月1日から適用する。